

令和8年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第4号)

令和8年3月16日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 陳情第 1号 県立馬頭高等学校学生寮の整備に関する陳情について
(総務産業常任委員長報告)
- 日程第 9 議案第35号 那珂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出)
- 日程第10 議案第36号 那珂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1 番	神 場 圭 司	2 番	矢 後 紀 夫
3 番	高 野 泉	4 番	福 田 浩 二
5 番	大 金 清	6 番	川 俣 義 雅
8 番	小 川 正 典	10 番	大 金 市 美
11 番	川 上 要 一	12 番	小 川 洋 一
13 番	益 子 明 美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	益 子 純 恵	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	加 藤 博 行
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	久保寺 康 之
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	加 藤 啓 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産 業 振 興 課 長	杉 本 篤
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 学
学校教育課長	熊 田 則 昭	生 涯 学 習 課 長	齋 藤 昌 代
上下水道課長	高 野 曜 路		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	小 森 亮 利		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎議案第28号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（益子明美） 日程第1、議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第7、議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案を一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 小川正典登壇〕

- 予算審査特別委員長（小川正典） 予算審査特別委員会の審査結果について報告いたします。
予算審査特別委員会に付託されました議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議

決について、議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7会計予算について、令和8年3月6日から13日までの5日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、会計ごとに採決を行い、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計については賛成多数で、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計並びに下水道事業会計においては全員賛成により、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局の審査の際に申し上げましたが、審査報告に当たり、特に次の6項目について意見等を付したものです。

1、職員の適正な人員確保について。

職員については、町民サービスの維持のために、一般職員のみならず専門職や会計年度任用職員においても、適正な人員を確保できるよう採用に努められたい。

2、公用車の購入について。

公用車の購入については、使用目的や町の財政状況を考慮し、車種の選定などを十分に検討されたい。

3、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使途について。

本交付金については、物価高騰の影響を受けている町民に対して、地域の実情に応じた活用が不可欠であることから、今後、国から追加支援があった場合には、町民福祉の向上のため、幅広い分野への活用を検討されたい。

4、高校生通学等支援事業について。

令和8年度の新たな取組である高校生通学等支援事業については、継続的な事業実施を見据えた財源の確保に努められたい。

5、デマンド交通運行事業について。

デマンド交通運行事業については、A I デマンド運行システムの導入や運行形態の拡充などにより利便性が向上することから、必要としている方への周知等を行い利用者の増加に努

められたい。

6、馬頭広重美術館を核とした交流人口の増加について。

馬頭広重美術館においては、今年度の大規模改修によってリニューアルオープンし、新たなスタートの年となることから、戦略的なPR等により交流人口の増加に努められたい。

以上、6項目について意見を付しました。

以上で報告を終わります。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 議案第30号、国民健康保険特別会計予算並びに議案第31号、後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算に反対します。

政府はマイナンバーカードの普及を拡大するために、多額の予算と自治体職員をつぎ込んでマイナ保険証加入を進め、一昨年12月2日、従来、国保加入者全員に送られてきた健康保険証の発行を中止しました。その結果、マイナ保険証を所持していない人には資格確認書が、所持者には資格情報のお知らせが届けられるようになりました。

資格確認書は、それまでの健康保険証と同じように使えますが、マイナ保険証は様々な理由があつて、使用率がまだ半数に達していません。制度を複雑にすることなく、保険料を払えば誰でも安心して医療を受けられるようにすべきだと思います。

また、他の社会保険にはなく国民健康保険にだけある均等割は、子どもが1人増えれば年額約3.4万円保険料が増えていく制度で、子育て支援に逆行するものです。国は学齢期前の子どもについて半額免除にしましたが、18歳までの均等割そのものを廃止すべきです。全国的に子どもの均等割を廃止する自治体が増えています。那珂川町でも真剣に均等割廃止を検

討してもらいたいと思います。

さらに、来年度、全ての医療保険料に子ども・子育て支援金が上乗せされようとしています。少子化対策の総額3.6兆円のうち1兆円をこの支援金で賄おうとするもので、国保では1世帯平均で年間約3,600円の増税になり、来年以降増やしていくことを国は考えています。子ども・子育てのために必要ならば、堂々とその目的を定めた必要な予算を組めばいいのであって、病気や健康リスクに備えるという公的医療機関の目的から外れた徴収を許せば、今後、政府の勝手な徴収上乗せが横行しかねません。筋違いの上乗せ増税はやめるべきです。

したがって、那珂川町令和8年度国民健康保険特別会計に反対いたします。

続けて、令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

今年度、町はマイナ保険証導入に伴う混乱を予想するとして、後期高齢者に関してはマイナ保険証所持者も含めて、全員に後期高齢者医療資格確認書を発行しました。しかし、来年度は85歳以上には全員に資格確認書を発行するが、75歳から84歳まででマイナ保険証を頻繁に使用した人には資格確認書を出さないという方針です。今年と同じようにしたほうが、高齢者にも、事務的にもすっきりしています。わざわざ混乱をもたらすやり方はやめるべきだと思います。

そして、国民健康保険と同じように、後期高齢者医療保険料にも子ども・子育て支援金が1人当たりで年額平均2,400円を上乗せし、年々増やしていく計画です。国は軍事拡大のための予算を際限なく膨張させる一方で、社会保険費を多方面で削減する具体的方針を検討しています。これでは、高齢者が生きがいを持って生きる社会に逆行します。

以上、那珂川町の令和8年度後期高齢者医療特別会計予算に反対を表明します。

以上です。

○議長（益子明美） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

3番、高野 泉議員。

○3番（高野 泉） 令和8年度那珂川町一般会計予算、特別会計及び企業会計について賛成の立場から討論をいたします。

本町の令和8年度予算は、厳しい財政状況の中にあっても、第3次那珂川町総合振興計画前期基本計画に掲げる将来像の実現に向け、必要性、緊急性、そして費用対効果を丁寧に検証しながら、限られた財源を最大限に生かす工夫が随所に見受けられます。事業の平準化、スクラップ・アンド・ビルド、さらにはサンセット方式の導入など、不断の見直しを重ねる

姿勢は、まさに町民の負託に応えるものであります。

一般会計では、町道改良舗装事業や馬頭公園整備事業により、安全性の向上と生活環境の充実が図られています。そして、今年度予算の中でも特に注目すべきは、A I デマンド交通システムの導入事業であります。本町が長年抱えてきた移動手段の確保という課題に対し、A I を活用したデマンド交通は、従来の固定ルート型では対応し切れなかったニーズに応える極めて効果的な解決策です。高齢者の外出支援、通院、買物の利便性向上、地域公共交通の維持と効率化など、多方面にわたる効果が期待をされています。人口減少社会において、持続可能な交通体系を構築するための先行投資として非常に意義深く、町の将来を見据えた大胆かつ合理的な判断であると評価ができます。

さらに、高校生等通学支援事業、総合体育館空調設備改修事業など、子ども・若者支援、公共施設の快適性向上といった町民生活に直轄する施策も確実に盛り込まれております。

特別会計、企業会計においても、高齢者、後期高齢者医療や介護保険の増額分に適切に対応しつつ、ケーブルテレビ事業の完了に伴う減額を反映するなど、実態に即した予算編成が行われております。

水道事業では、老朽化対策を進め、生活基盤の維持強化にも取り組んでいます。

以上のとおり、本予算は町民生活の向上と将来を見据えた投資を両立させつつ、財政規律を保ちながら持続可能なまちづくりを進めるための極めて妥当でバランスの取れた内容となっております。

町の発展と町民福祉の向上に着実につながるものと確信をして、賛成を表明いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（益子明美） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第28号 令和8年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和8年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第30号 令和8年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第31号 令和8年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 令和8年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 令和8年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和8年度那珂川町下水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

○町長（益子純恵） 皆様、改めましておはようございます。

令和8年度の当初予算につきまして、3月6日から13日までの5日間にわたり、予算審査特別委員会におきまして、慎重にご審議をいただきました。ただいまは令和8年度那珂川町一般会計歳入歳出予算ほか4特別会計予算、水道事業予算及び下水道事業予算を可決いただきまして、誠にありがとうございます。

令和8年度当初予算につきましては、私が町長に就任してから最初の新年度予算編成となりました。先ほど予算審査特別委員会の委員長報告におきまして、6項目にわたりましてご意見をいただきました。また、予算審査特別委員会の審査の際にもたくさんのご意見を頂戴いたしました。慎重に検討、対応し、少子高齢化、人口減少など、当町に山積する喫緊の課題に真摯に向き合ってまいります。

また、令和8年度は第3次那珂川町総合振興計画の初めの年となります。多岐にわたる町民サービスの維持、そして町民福祉の向上に努めてまいります。

また、予算の執行に当たりましては、現在の財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなど、行財政改革を推進し、全職員一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

さて、議員の皆様におかれましては、4年の任期中の最後の定例会でございまして、改選の年となります。私も昨年10月まで議員として共に切磋琢磨し、そして様々なご指導をいただいております。皆様のますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、勇退をされる議員の皆様には、改めて心より感謝、御礼を申し上げます。

引き続き、議員の皆様のご協力をいただきますとともに、長時間にわたり慎重なるご審議をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。令和8年度の予算可決に対する私

の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、陳情第1号 県立馬頭高等学校学生寮の整備に関する陳情書についてを議題とします。

本件については、今期定例会において総務産業常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務産業常任委員長より審査結果の報告を求めます。
総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 高野 泉登壇〕

○総務産業常任委員長（高野 泉） 陳情第1号 県立馬頭高等学校学生寮の整備に関する陳情書について、総務産業常任委員会における審査結果を報告いたします。

この陳情は、2月9日に馬頭高校活性化協議会会長 佐藤良美氏から提出されたものであります。

陳情の内容は、少子化や通学環境の厳しさにより生徒数の確保が困難となり、高校存続そのものが課題となっている馬頭高校において、学生寮の整備をすることで、日本唯一の内陸における水産専門学科への全国からの入学希望者の受入れが可能となり、生徒の確保が図られるとともに、将来的な移住定住の促進、町の活性化につながることを期待されるとして、陳情がされたものであります。

当陳情については、3月3日及び12日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

本陳情の審査結果であります。馬頭高等学校の学生寮の整備は学校存続のためだけでなく、人口減少に歯止めがかからない当町において、将来的な定住や交流人口の創出など、町の活性化につながることを期待できるとして、本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、採択すべきものと決定をいたしました。

なお、学生寮の整備を進めるためには調査研究が重要であることから、検討する組織の構築と整備が円滑に進められるよう、馬頭高等学校とのさらなる連携強化に努められるよう意見を付すものであります。

以上、総務産業常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（益子明美） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 県立馬頭高等学校学生寮の整備に関する陳情書に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第35号 那珂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 益子純恵登壇]

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第35号 那珂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例は、保護者の就労状況にかかわらず保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが時間単位で柔軟に保育等を利用できるとした乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の創設に伴い、事業者が遵守すべき基準を定めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご覧ください。

1、制定の理由ですが、令和8年4月から始まる乳児等通園支援事業の実施に伴い、運営等に関する基準を定める必要があることから、児童福祉法に基づき新たに条例を制定するものであります。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨を規定するもの、第2条は、最低基準の目的について規定するもの、第3条は、最低基準の向上における町の権限を規定するもの、第4条は、基準に係る事業者の責務を規定するもの、第5条は、運営上における原則を規定するもの、第6条は、非常災害への対応等について規定するものです。

2ページに移ります。

第7条は、安全計画の策定に関し規定するもの、第8条は、自動車を運行する場合の確認方法について規定するもの、第9条は、事業所職員の条件を規定するもの、第10条は、事業所職員の知識及び技能等について規定するもの、第11条は、ほかの社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準を規定するもの、第12条は、取扱い上の原則を規定するもの、第13条は、虐待等の防止について規定するもの、第14条は、事業者の衛生管理について規定するものです。

3ページに移ります。

第15条は、食事を提供する場合の設備について規定するもの、第16条は、事業者が規定する重要規程について規定するもの、第17条は、事業所が備える帳簿等を規定するもの、第18条は、職員における秘密保持を規定するもの、第19条は、苦情への対応について規定するもの、第20条は、事業区分について一般型と余裕活用型の2つを規定するもの、第21条は、一般型で事業を実施する場合の設備の基準について規定するもの、第22条は、一般型で事業を実施する場合の職員の条件等を規定するもの、第23条は、一般型で事業を実施する場合の支援内容について規定するもの、4ページに移ります。

第24条は、一般型で事業を実施する場合の保護者との連絡について規定するものです。

第25条は、余裕活用型で事業を実施する場合の設備及び職員の基準を規定するもの、第26条は、準用規定に関し規定するもの、第27条は、書面作成における電磁的記録の使用を規定するもの、第28条は、委任に関し規定するものであります。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号 那珂川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第36号 那珂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第36号 那珂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の創設に伴い、当該事業の認可を受けた事業者が公的給付を受ける場合の基準を定めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてをご覧ください。

1、制定の理由ですが、令和8年4月から始まる乳児等通園支援事業の実施に伴い、認可を受けた事業者が公的給付を受ける場合の基準を定めるため、子ども・子育て支援法に基づき、新たに条例を制定するものであります。

3、制定の内容についてご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨を規定するもの、第2条は、運営上の原則を規定するもの、第3条は、事業者が定める利用定員を規定するもの、第4条は、事業者が行う面談について規定するもの、第5条は、利用申込みに係る禁止行為を規定するもの、第6条は、町からの要請等に対する協力義務について規定するもの、2ページに移ります。

第7条は、支給認定証の確認に関し規定するもの、第8条は、利用申込みに係る援助について規定するものです。

第9条は、事業者における心身の状況等の把握に関し規定するもの、第10条は、特定教育・保育施設等との連携に関し規定するもの、第11条は、事業者における支援内容の記録に関し規定するもの、第12条は、支援に係る費用等の支払いに関し規定するもの、第13条は、給付費の支給に係る保護者への通知について規定するもの、第14条は、支援の提供について規定するもの、第15条は、支援の評価・改善について規定するもの、第16条は、保護者からの相談・援助について規定するもの、第17条は、緊急時の対応について規定するもの、第18条は、不正行為に係る町への報告について規定するもの、第19条は、事業者が定める重要事項について規定するもの、3ページに移ります。

第20条は、事業者における勤務体制の確保等について規定するもの、第21条は、利用定員の遵守について規定するもの、第22条は、運営に係る重要事項の掲示について規定するもの、

第23条は、取扱い上の原則を規定するものです。

第24条は、虐待等の防止について規定するもの、第25条は、職員における秘密保持を規定するもの、第26条は、事業者の情報提供に関し規定するもの、第27条は、利益供与の禁止について規定するもの、第28条は、苦情への対応について規定するもの、第29条は、地域との交流に関し規定するもの、4ページに移ります。

第30条は、事故防止・発生時の対応等について規定するもの、第31条は、事業会計の区分に関し規定するもの、第32条は、運営上の記録に関し規定するもの、第33条は、書面作成における電磁的記録の使用を規定するもの、第34条は、委任に関し規定するものです。

4、施行期日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号 那珂川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和8年第1回那珂川町議会定例会を閉会します。

ここで御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

今期最後の定例会も終了し、議長としての任務もあと1か月半となりました。

この2年間、議員の皆様、町長をはじめ執行部の皆様には様々な場面において大変お世話になり、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

議長の任務として、当初お約束したことの全てはできませんでしたが、先代の議長から引き継いだ馬頭高校生との意見交換会、新たに中学生の議会傍聴など、主権者教育やまちづくりを我が事として考える住民自治の土壌づくりや、議会と町民との意見交換会では、ワークショップという新たな手法に取り組むことに議員の皆様のお力添えをいただきました。これらの取組は、若い人が考える将来の那珂川町に期待することを知る機会となり、今後はその意見をどう政策に変え、提言していかれるかを次の議会につなげたいと思います。

そして、議会の研修会や勉強会、個別の調査研究、視察などにより、毎回一般質問をする議員の方々が増えたこと、議会の合議により県知事宛てに意見書を提出できたことは、より町民の皆様への負託に応える責任ある議会に進みつつあると考えます。

また、この2年間は議会改革特別委員会の議員定数と報酬、議会基本条例の検証や議会BCPなどのまとめの2年間でもあり、大金市美委員長をはじめとする委員の皆様、そして何より議会事務局の横山局長をはじめ、仲野谷補佐、小森主査に大変お世話になりました。議会事務局の皆様がいなければ、達成も難しい困難な作業だったと思います。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

皆様の貴重なお時間を頂戴し、御礼の挨拶をさせていただき、感謝を申し上げます。

2年間、大変お世話になりました。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時45分